

自転車駐車場一覧（移設、廃止等による変更の可能性あり）

1 第1種特定自転車駐車場

- ・1年度（4月1日から翌年3月31日まで）を単位として利用する特定自転車駐車場。
- ・使用料を納付した利用者は区から交付された利用承認証（ステッカー）を自転車に貼付し、利用する。
- ・ステッカーを貼付していない自転車が駐車されている場合は警告札貼付の上撤去する。
- ・24時間利用可能。
- ・無人管理であるが、混雑自転車駐車場には特定の時間に整理員を配置している。

自転車駐車場名	所在地	前回募集台数
押上駅中之郷	押上2-17	450
小村井駅第一	文花2-20	195
小村井駅第二	文花2-19	250
鐘ヶ淵駅北	墨田5-50	95
鐘ヶ淵駅南	墨田3-31	115
菊川駅北口	菊川3-16	115
菊川駅北口第二	菊川3-17	80
菊川駅新大橋通り北	菊川2-6	100
菊川駅新大橋通り南	菊川2-5	110
錦糸町駅牡丹橋通り	江東橋3-1	160
とうきょうスカイツリー第一	向島1-32	70
とうきょうスカイツリー第二	業平1-17	75
東向島高架下	東向島4-35, 43	620
曳舟駅高架下	東向島2-27	950
本所吾妻橋駅第一	吾妻橋2-2	115
本所吾妻橋駅第二	吾妻橋2-3, 4	100
本所吾妻橋駅第三	吾妻橋3-6, 7	78
本所吾妻橋駅第四	吾妻橋3-1, 2	150
本所吾妻橋駅西臨時	吾妻橋1-12	220
八広駅新四ツ木橋下	八広6-5, 15	170
八広駅第二	八広6-32	45
両国駅高架下	亀沢1-1	235
両国駅西口	横網1-2	490
両国駅東口臨時	両国4-36-16	440

2 第2種特定自転車駐車場

- ・1か月を単位として利用する特定自転車駐車場（1か月は毎月1日から末日をさす）。
- ・ゲート式と機械式がある（錦糸町駅南口機械式以外はゲート式）。
- ・利用者は4月1日から翌年3月31日までの利用の権利があり、任意の月のみ使用料を納付し利用することが可能（ただし、4月は利用の有無に関わらず使用料の納付が必要）。
- ・年度の途中で申請した場合は当月開始と翌月開始を選べる。
- ・利用者は利用開始時に自転車駐車場の窓口でICカードを受け取り、現地に設置している定期更新機（券売機）にICカードをかざすことにより使用料を納付する。
- ・ゲート式は入出庫時にもICカードをゲートにかざす必要がある。
- ・機械式は規格に合う自転車かどうか申請前に車検を受ける必要がある。
- ・機械式は上記ICカードとは別に、出庫用ICカードがある（計2枚必要）。
- ・開場時間は、押上駅押上駅前は4時45分から翌0時45分まで、錦糸町駅はすべて4時30分から翌1時30分まで（始発から終電まで）。ただし、窓口は8時から20時まで。

自転車駐車場名	所在地	前回募集台数
押上駅押上駅前	押上1-8-25	1,200
錦糸町駅北口地下	錦糸2-2-2	1,050
錦糸町駅南口地下	江東橋3-14-4先	280
錦糸町駅南口機械式	江東橋2-18-6先	446